

## 主論文の要約

### 清朝末期の内モンゴルにおける近代学校に関する歴史的研究

宝 金華

本論文は、清朝末期の内モンゴルにおけるハラチン右旗の「ジャサク」王グンサンノルブにより創設された三学堂（崇正学堂、守正武学堂、毓正女学堂）を取り上げ、その歴史的意義を解明することを目的とした研究である。

まず、序章では、本研究の目的及び課題、視点について述べた後、基本資料となる外務省外交史料館所蔵の「蒙古喀喇沁王ノ依頼ニヨリ本邦技師農業鉦山調査一件」について紹介したうえで、先行研究をまとめた。

第1章では、清国における対モンゴル統治策及び教育の状況について先行研究などを用いて具体的に紹介し、その内容を整理した。清朝統治下のモンゴル人民は「八旗蒙古」、「外藩蒙古」、「内属蒙古」の三つに区分されて支配されていた。本章においては、こうした基本的な統治の枠組みのなかで清朝がモンゴル人に対して実施した具体的な統治方策についてまとめてその内容を示した。これらは必ずしも強圧的なものばかりではなく、反対にモンゴル人に対して一定の利益を分かち与えることで懐柔し、支配の中に取り込むための施策も含んでいた。次に、清朝統治下においてなされていたモンゴル人の教育状況について分類して紹介した。

さらに、清朝末期において急速に進んだ教育の近代化について検討した。清国における教育の近代化が推進されるなかで、日本式近代教育をモデルとして「奏定学堂章程」（1904年）が制定されることとなる。本章では、内モンゴル地域における初等教育と女学堂について、修業年限、学習年齢及び教科目を検討した。その結果、これらの学校の多くが基本的に「奏定学堂章程」にしたがっていたことが明らかになった。最後に本章では、ハラチン右旗の沿革及び位置を紹介し、グンサンノルブについて、ハラチン右旗の郡王爵位を得るまでの経歴と彼がハラチン右旗において行った改革について触れた。

第2章では、内モンゴルにおける初めての近代学校である崇正学堂が設立された背景と学堂の「規則」及び教科課程の展開について検討した。ここではまず、崇正学堂の創設にかかわった日本人陸軍中尉の寺田亀之助について分析し、彼の一年にわたる清国滞在の目的が列国の軍情及び清国事情の研究のためであったことを明らかにした。続いて、「崇正学堂規則」の分析を通して、その特徴を析出した。その結果、崇正学堂の「宗旨」は日本の第二次小学校令における道德教育、「国民教育」、知識や技能の教育を目的とするという本旨に類似していたことが判明した。しかし、日本との密接な関係にもかかわらず、教科課程においては長い間、「蒙語」とともに、特に「漢語」が重視され、「日本語」が入ることはなかった。こうした教科課程が採用された背景には毓正女学堂の日本人教師の河原操子と漢人教師の汪以鐘との確執があったことが明らかになった。

続いて第3章では、守正武学堂の創設と展開の過程について検討した。これまでの研究

では、グンサンノルブが 1903 年に日本の博覧会に参加したことが守正武学堂の設立の大きな背景として位置付けられてきた。しかし、グンサンノルブはそれより前の時期から軍隊を作り、清国内地の武備学堂を卒業した漢人を教師として招聘し軍事教育を行っていた。本章では、グンサンノルブと日本の軍部との関係に注目し、両者のそれぞれの意図が守正武学堂創設の基礎となったことを補足的に説明した。また、守正武学堂の創設にあたって、グンサンノルブが日本の陸軍大尉の伊藤柳太郎を「総教習」として雇うために詳細な「招聘教師契約書」を結んだうえで、日本式軍事教育を導入したこと、守正武学堂では従来からいわれてきたような「下級軍官」育成だけのためではなく、「仕官生」の再訓練と兵士の教育も行っていたことを明らかにした。

次に、守正武学堂の教科課程について検討し、そのすべて「総教習」たる伊藤が作り出したとみられることを示した。そのうえで、守正武学堂の教科目は、清国の「天津武備学堂」と「湖北武備学堂」というドイツ人教師を招いた武備学堂に比較して「術科」の種目がより詳細に区分されていたことが明らかになった。

第 4 章では、まず毓正女学堂の設立背景には、日露戦争の直前にあって、ロシアに信頼を寄せていたモンゴル人を日本側の支持者にしようとする日本の意図が存在したのではないかと指摘した。また本章では、毓正女学堂の「規則」について検討した。その結果、第一に、女学堂の目的が同時期に作られた上海の女学堂の「宗旨」よりもむしろ日本の小学校の本旨に似ていること、にもかかわらず、「国民教育」の文言がみられないことを指摘した。また、毓正女学堂が「良妻賢母主義」の教育方針をもっていたことは、これまでも指摘されてきたが、そもそもその方針は「宗旨」よりもむしろ開堂式での王妃と日本人教師の吉原四郎の挨拶のなかに読み取ることができ、その方針は教科課程により反映していたということも示した。第二に、毓正女学堂の教科課程が日本の高等小学校や「上海女学堂」よりも日本の高等女学校の教科目に倣っていたことを明らかにした。第三に、授業時間割表と成績表をあわせて分析することを通して、毓正女学堂で実際に教授されていた教科課程が「規則」に定められていた教科目とは異なっていたこと、さらに「班」編成の原理が成績でなく、身分によっていた可能性があることを解明した。

第 5 章では、ハラチン右旗三学堂の経費及びその後について検討した。ハラチン右旗の三学堂は設立当初から、すべての経費は無償化されていた。そのうえ、遠方の生徒たちに対し、昼食や宿舎を提供するなどの就学援助策もなされていた。本章は、主にハラチン右旗と王府の財政を詳細に示して、グンサンノルブがこうした学堂運営のために如何にして学堂の経費を捻出していたのかということを中心に明らかにした。すなわち、彼は公的な財源以外にも王府の私産となる「年俸」、王府内の古物や貴重な戯服などの販売により得られた資金、荒地の開墾により得られた地租、海外の銀行からの借入金を学堂経費として用いていた。さらに、グンサンノルブが死去した後には、アヘン売却により得られた資金からも学堂の経費が補充されていたことが明らかになった。最後に、これら三つの学堂のその後について述べた。

本研究の結論として、まず、ハラチン右旗の三学堂は清朝における漢人官僚たちが運営していた学校や教育制度に倣ったわけではなく、日本の近代学校教育をモデルとしたが、全面的に模倣したわけではなかった。三学堂には日本の近代学校におけるさまざまな要素が選択的に摂取されていたといえる。また、清朝政府の「奏定学堂章程」における「小学堂章程」では、清国の「国民」に対して「国家」を愛する基礎を立てることを目的としていた。これに対してグンサンノルブにより創設された三学堂では「国民」や「国家」に対する姿勢は一貫していなかった。およそ三百余年の統治を経た清朝末期にあっても、グンサンノルブは自らの領域について、清朝政権下に置かれた行政組織を意味する「旗」ではなく、「蒙古喀喇沁部」と主張していた。彼が教育の近代化を進めるなかで、民族のための自主自立を反映していたのである。